（共同溝の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条　共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（昭和三十八年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（建設費の負担に係る費用の範囲）」に改め、同条中「共同溝の建設に」を「法第二十条第二項に規定する共同溝の建設に」に改める。

第五条の見出しを「（管理費用の負担に係る費用の範囲）」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条の見出しを「（国の補助額）」に改め、同条中「費用の額（」を「共同溝に係る前条に定める建設又は改築に要する費用の額から法第二十条第一項又は法第二十一条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除いた額（」に、「費用の額から」を「除いた額から」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（国の補助に係る費用の範囲）

第七条　法第二十二条第二項に規定する共同溝の建設又は改築に要する費用の範囲は、共同溝の建設又は改築のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに機械器具費とする。

（河川法施行令の一部改正）

第九条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の五中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号イ中「受ける災害復旧事業」の下に「（以下単に「災害復旧事業」という。）」を加える。

第四十二条第三項中「維持及び修繕」を「災害復旧事業」に改め、同条第五項中「及び修繕」を「又は修繕（災害復旧事業を除く。）」に改め、「第五十九条」の下に「の規定にかかわらず、国の負担とし、災害復旧事業に要する費用については、同条」を加える。

附則第九条及び第十条を次のように改める。

（平成二十二年度の特例）

第九条　法附則第二項の規定により読み替えて適用する法第六十条第一項に規定する政令で定める河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新は、次に掲げるものとする。

一　堤防若しくは護岸又はこれらに附属する設備で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるものの機能を回復するための工事又は更新であつて、これに要する費用の額が千万円以上のもの

二　ダム、水門、排水機場その他の河川管理施設に附属する設備又は水位、流量若しくは雨雪量の観測設備若しくはこれに関連する通報設備若しくは警報設備で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるものの更新であつて、これに要する費用の額が五百万円以上のもの

三　崩落のおそれのあるダムの地山の保全のための工事であつて、これに要する費用の額が千万円以上のもの

四　ポンプ自動車、照明設備その他の河川の管理のための建設機械で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるものの更新（これらを構成する機器の更新を含む。）

（道の区域内の河川の平成二十二年度の特例）

第十条　第四十二条第三項又は第五項の規定の平成二十二年度における適用については、同条第三項中「災害復旧事業」とあるのは「災害復旧事業又は附則第九条各号に掲げる河川管理施設に係る工事若しくは河川の管理のための設備の更新（第五項において「特定事業」という。）」と、同条第五項中「災害復旧事業を」とあるのは「災害復旧事業及び特定事業を」と、「災害復旧事業に」とあるのは「災害復旧事業又は特定事業に」とする。

附則第十一条から第十七条までを削る。

附則第十八条の見出し中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に改め、同条第一項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同条第二項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に改め、同条第五項中「附則第十一項」を「附則第九項」に改め、同条を附則第十一条とする。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第十条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「除く。」の下に「第三十八条において同じ。」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（国の補助金の額の算定基礎）

第三十八条　法第三十六条第一項の規定による国の補助は、緑地等の設置のため直接必要な実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び附属諸費の額から法第三十四条第一項に規定する負担総額を控除した額について行うものとする。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十一条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（建設負担金に係る費用の範囲）」に改める。

第八条の見出しを「（管理負担金に係る費用）」に改める。

第十三条を第十五条とする。

第十二条の見出しを「（国の補助額）」に改め、同条中「第三条」を「前条」に改め、「増設に要する費用及び第八条に定める」を削り、同条を第十四条とする。

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国の補助に係る費用の範囲）

第十三条　法第二十二条第二項に規定する電線共同溝の建設又は改築に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は改築のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに機械器具費とする。

第十条の見出し中「負担」を「負担額」に改め、同条第一項中「第三条」を「前条」に、「増設に要する費用及び第八条に定める改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理」を「改築若しくは災害復旧」に、「第十二条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「若しくは増設」を削り、「、維持、修繕、災害復旧その他の管理」を「若しくは災害復旧」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（都道府県等の負担に係る費用の範囲）

第十条　法第二十二条第一項に規定する電線共同溝の建設（増設を含む。付録第一を除き、以下同じ。）又は改築若しくは災害復旧に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに機械器具費とする。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第八項中「費用」の下に「のうち、改良工事に要するもの」を、「それぞれ」の下に「負担し、維持又は修繕に要するものについては、国が」を加え、同条第九項中「のうち」を「であつて」に改め、「もの」の下に「のうち、改築又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要するもの」を、「それぞれ」の下に「負担し、その他の管理に要するものについては、国が」を加える。

附則第四条中「附則第五条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第五条中「附則第五条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

附則第六条中「附則第五条第三項」を「附則第四条第三項」に改める。

附則第七条第一項中「附則第六条第五項」を「附則第五条第五項」に改め、同条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、同条第五項中「附則第六条第十項」を「附則第五条第十項」に改める。

附則第十条及び第十一条を次のように改める。

（平成二十二年度における沖縄の二級河川のダムに係る国及び沖縄県の負担割合の特例）

第十条　平成二十二年度における法第百七条第七項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用であつて、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきもののうち、第一号に掲げる設備の更新又は第二号に掲げる工事に要するものについては、第四十条第九項の規定にかかわらず、国がその十分の九・五を、沖縄県がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

一　ダムに附属する設備又は水位、流量若しくは雨雪量の観測設備若しくはこれに関連する通報設備若しくは警報設備で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるものの更新であつて、これに要する費用の額が五百万円以上のもの

二　崩落のおそれのあるダムの地山の保全のための工事であつて、これに要する費用の額が千万円以上のもの